

亀山の子ども
“みんなで育て みんなが育とう！”

とぎれのない子どもの育ち支援
 (保健・福祉・教育・医療の連携システム)

— 『自立した5万都市』亀山市における
 子ども支援への取り組み —

亀山市保健福祉部
 子ども総合支援室長 志村 浩二 (臨床心理士)

～亀山市～



～亀山市～

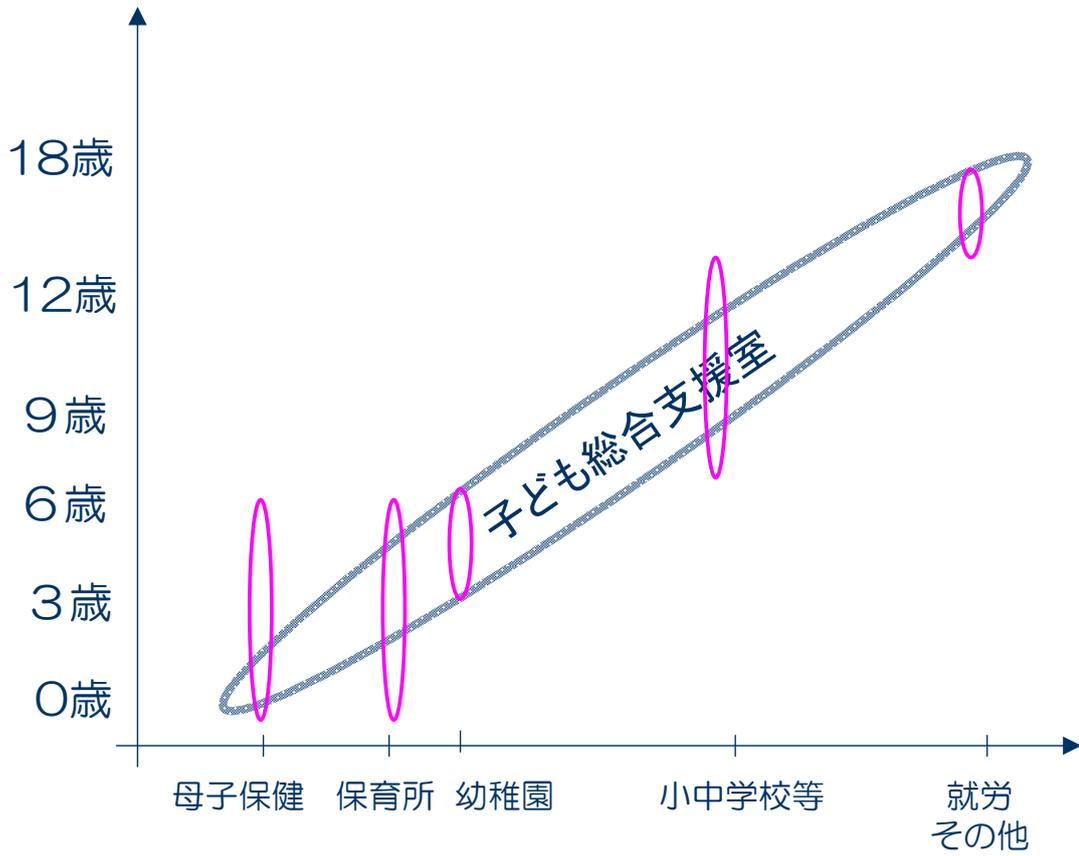
●H17年1月合併(1市1町)

- ◆ 人口 50000人 (H20.2.21到達)
- ◆ 液晶関連企業の進出
- ◆ 中学校 3校
 - 小学校 11校
 - 幼稚園 6園 (公立、私立含む)
 - 保育園 13園 (公立、私立含む)

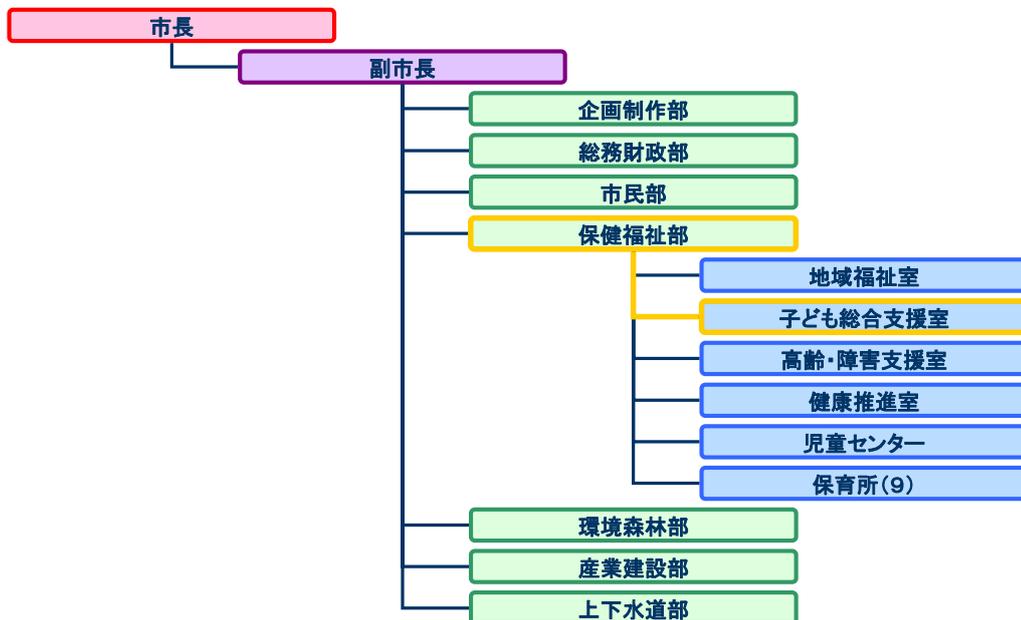


子ども総合支援室とは？ (コンセプト)

- ① 機関連携・職員支援
(保健・福祉・教育・医療の連携システム)
- ② 子どもの情報 (ケースファイル) の共有化
- ③ 子どもの臨床についての情報発信・企画・提言
- ④ ①～③を実現するための直接面接・ケース相談



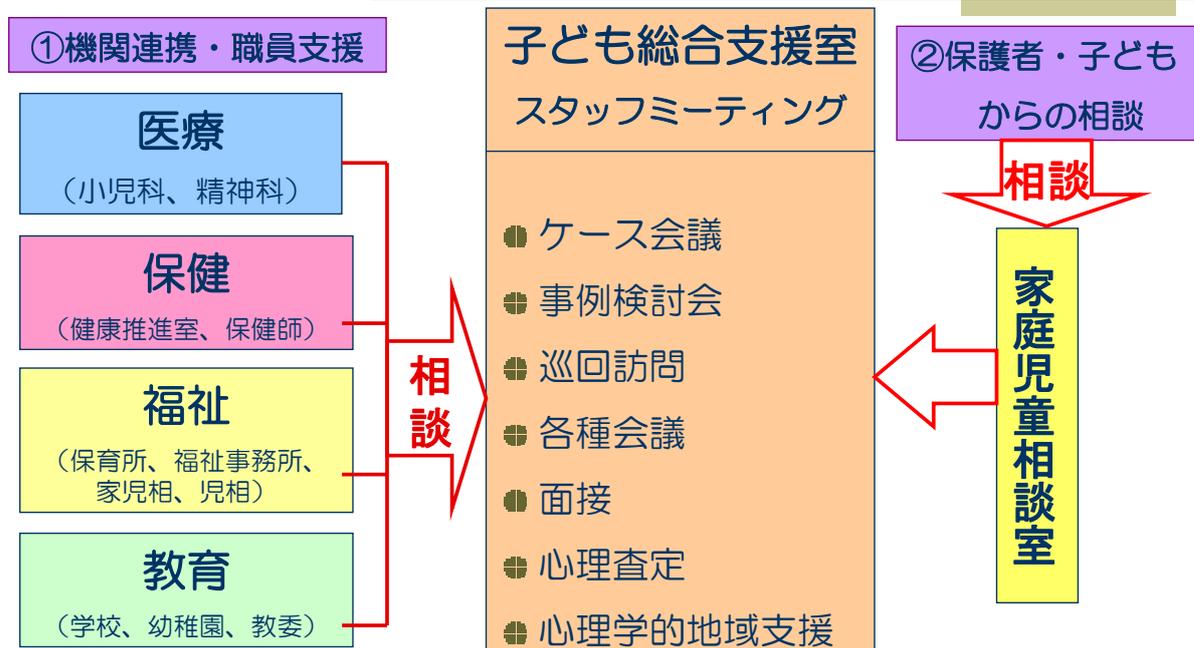
組織図



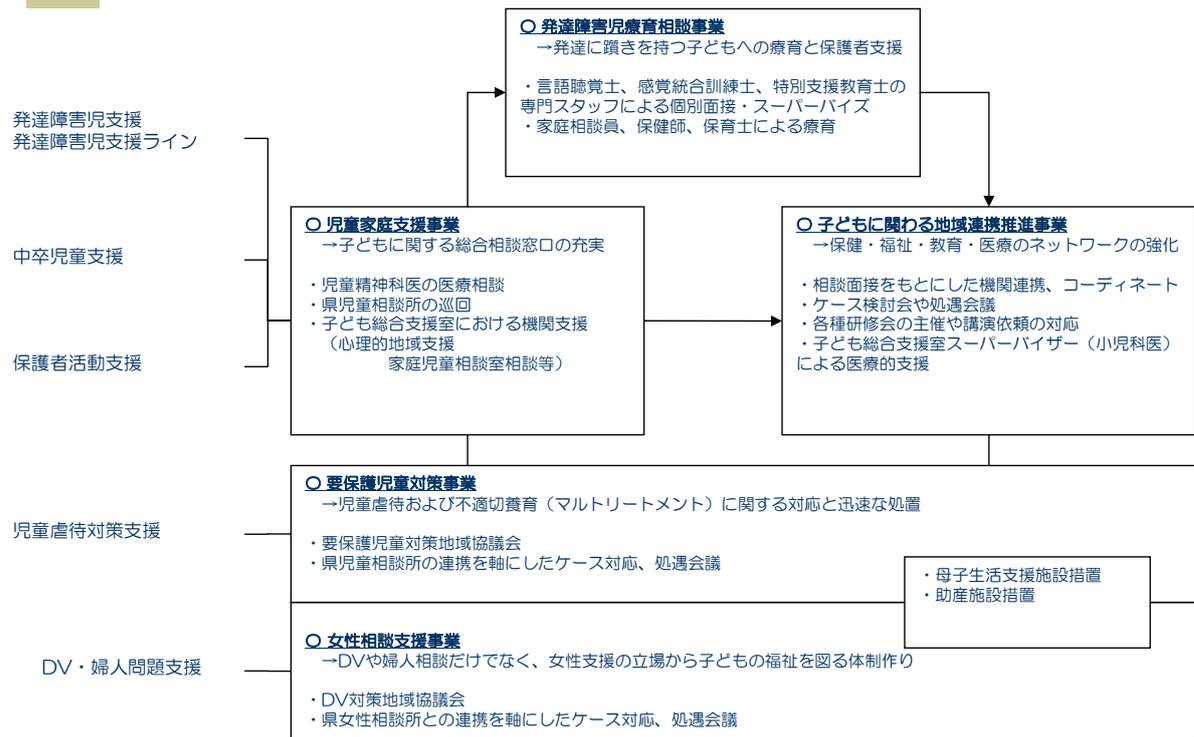
職員配置

室長（臨床心理士）	1
ケースワーカー（事務職）	1
保健師	1
指導主事（教員）（市教育委員会と兼務）	1
保育士（子育て支援センターと兼務）	2
女性相談員（常勤嘱託）	1
心理相談員（常勤嘱託）	1
臨時事務補助員	1
家庭相談員（嘱託） （家庭児童相談室として同室併置）	3
スーパーバイザー（小児科医師）	1

相談の流れ



子ども総合支援室 事業関連図(2部門5事業)



< i >子どもに関わる連携推進事業

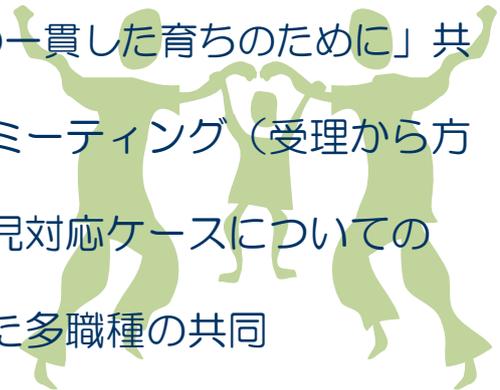
① 機関連携、職員支援業務

- 保育／幼稚園 巡回指導 → 保育／幼稚園との連携
- 幼児健診およびフォロー教室 → 母子保健との連携
- ケース会議の主催、進行管理 → 福祉との連携
（要保護児童地域対策協議会調整機関
およびDV対策協議会事務局機関→台帳の管理）
- 学校訪問 → 教育・学校との連携
職員研修・事例検討会・各種講演
就学指導委員会の見直し」への参画
特別支援教育連絡協議会

< i >子どもに関わる連携推進事業

② 子どもの情報（ケースファイル）の共有化

- 情報提供、情報収集のための各種同意書、承諾書の整備（個人情報保護法に配慮）
→ケース記録の連続性
- 保健福祉部内の「子どもの一貫した育ちのために」共有化対策
→多職種によるスタッフミーティング（受理から方針まで）
- 要保護児童対策、被虐待児対応ケースについてのケースマネージメント
→子どもの福祉を優先した多職種の共同



< i >子どもに関わる連携推進事業

③ 子ども臨床についての情報発信、企画と提言

- 各種説明会、研修会への講師派遣
- 県立小児心療センターあすなろ学園とのベンチマーキング



亀山市独自の

- 幼児健診 → 医療との連携
- 就学指導委員会の機能強化

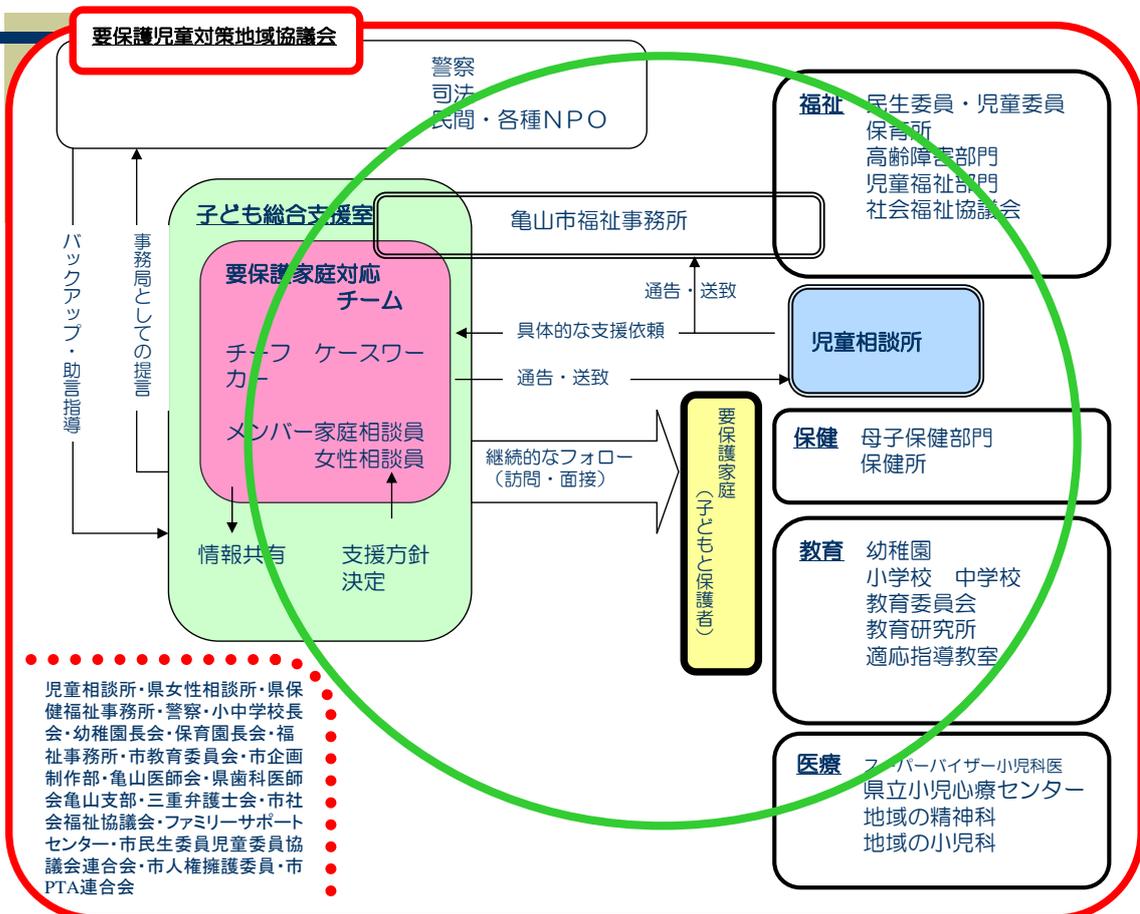


< ii > 要保護児童対策事業

協議会調整機関としての子ども総合支援室

- ① 関係機関・関係部署によるなケース支援
(2ヶ月1回開催の個別支援会議の主催)
- ② 定期的なケース会議 (室内スタッフミーティング)
- ③ ケースファイル (情報) の共有化
(要保護児童台帳の管理・記載)
- ④ 継続・断続的な面接・訪問 (要保護家庭チーム)

専門多職種からなる連携システムが独立した『室』になっている
ことで維持できている



< iii > 発達障害児療育相談事業

発達に躓きを持つ子どもへの療育と保護者支援

- ・ 言語聴覚士、感覚統合訓練士、特別支援教育士の専門スタッフによる個別面接・スーパーバイズ
- ・ 家庭相談員、保健師、保育士による療育

幼児健康診査（1歳半・3歳）の充実 （あすなろとのベンチマーキング①）

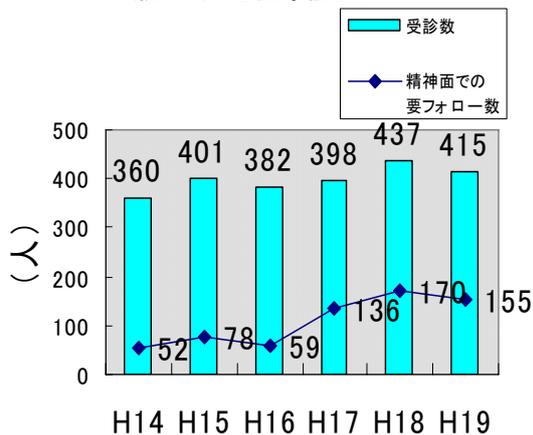
→ 母子保健との連携業務

- 集団観察場面の導入
- 保健師問診の充実
 - （子育て支援の視点の指示ではない支持）
 - （発達チェック項目を用いての保護者面接）
- 当日の個別心理相談
 - （臨床心理士による子育てワンポイントアドバイス）
- 綿密なケースカンファレンス

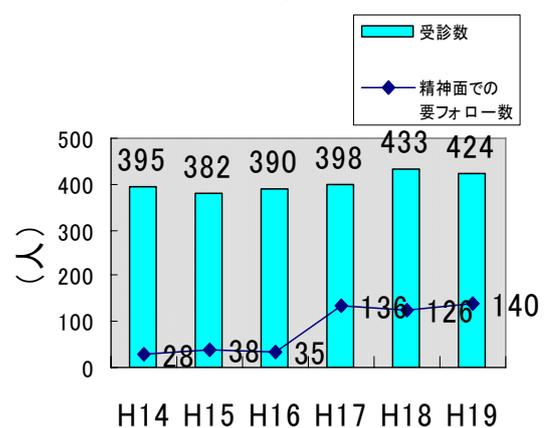
幼児健康診査の充実に取り組んでみて… (あすなろとのベンチマーキング成果)

→ 母子保健との連携業務

受診数と精神発達面要フォロー数の推移
(1歳6か月児健康診査)



受診数と精神発達面要フォロー数の推移
(3歳児健康診査)



保育所・幼稚園への技術支援

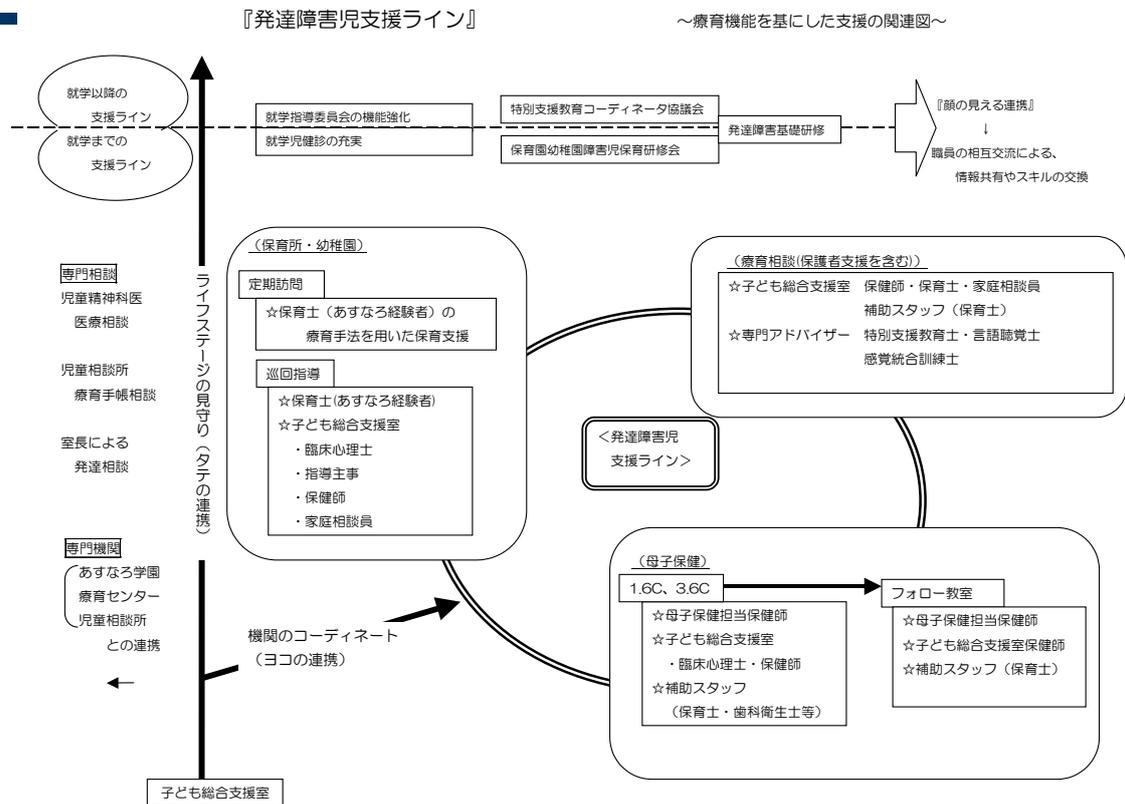
→ 子育て支援センターとの連携業務

- 園への巡回業務 (臨床心理士・保育士・保健師)
- 個別指導計画の共同作成
およびその報告会の実施
- 障害児保育研修会 (年数回)
- 発達障害基礎研修 (年5回)

(新任保育士・幼稚園教諭
加配保育士・介助員等を中心に)

講師・助言者
として参加

教育へのつなぎ



⇒ マンパワーで発達障害児支援を！

義務教育後の『発達障害児支援ライン』

テーマ：「その子にとって必要な教育とは？」

① 義務教育の前後に連続性を持たせる

(母子保健～保育所・幼稚園～義務教育の流れで)

② 就学指導委員会は特別支援教育のひとつの方法
(判定の場から相談の場へのシフト)



義務教育後の『発達障害児支援ライン』 (あすなろとのベンチマーキング②)

就学指導委員会の機能強化

- ◇ 小さい頃から（保健師、保育士、相談員による）機関連携、情報共有しつつの保護者との信頼関係
- ◇ 個々の事例性・現場主義
- ◇ 学校主体で進め、外部専門性を導入

『これが就学支援のあり方として
考えられる重要なポイント！』

就学時健診の再検討 (あすなろとのベンチマーキング②)

- 学校間での統一した発達チェック項目
- 3歳児健診以降の就学までの
すき間を埋める目的
(5歳児健診的な性格)



特別支援教育への取り組み

- 協議会への参画（代表者・責任者会議）
→ 連携体制と個別事例対応の
重要性のコンセンサス
- コーディネータ連絡会
 - 現状報告と情報交換
 - 専門家を交えての事例検討学習会
 - 学校に出向いての
研修会、事例検討会、保護者講演会



特別支援教育への取り組み

- 保育所・幼稚園 → 小学校 → 中学校の
ケース引き継ぎ会
- 障害児保育研修会に学校教員が
コーディネータ連絡会に保育士・幼稚園教員が
相互に参加
→ 顔のわかる連携の強化



<iv>児童家庭支援事業

子ども総合相談の設置

(子どもに関する総合相談窓口の一元化と機能充実)

- ・ 児童精神科医の医療相談
- ・ 県児童相談所の療育手帳相談
- ・ 子ども総合支援室長面接（心理学的地域支援）
- ・ 家庭相談員・心理相談員の「子どもの育ち相談」

子ども臨床を進めるために

子ども支援システムの成熟とは？

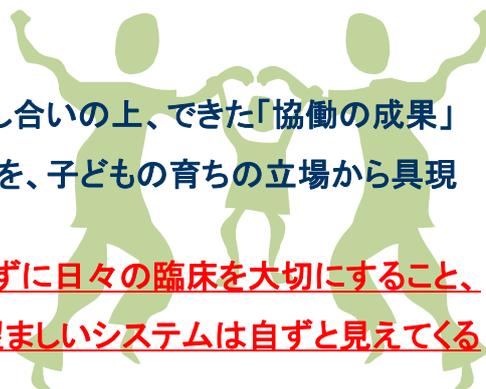
- ◇ 連携を作り、とぎれない支援を高める（つながり）
- ◇ 各々の機関の専門性を高める努力（資質とスキル）

→相談の向上を図る中での、実践的具体的なシステムの常時進化

子ども総合支援室

- ・官・民・専門家の3者が、ひざを詰めた話し合いの上、できた「協働の成果」
- ・「自立した5万都市：亀山市」のスローガンを、子どもの育ちの立場から具現化

→これらの基本を忘れずに日々の臨床を大切にすること、
臨床を大切にすれば望ましいシステムは自ずと見えてくる



**保護者の方・子どもさんの
直接相談をします**

- ★ことばや発達のこと
- ★子育ての心配や子どもさんのくせ
- ★保育園・幼稚園・学校でのこと
- ★その他

※まず家庭相談員が相談にのります。
必要のある方は心理テストや発達面のチェックも
行います。

**「先進的な子ども臨床」を目指して
情報発信・提言・研究をします**

「各機関の連携」は子どもの育ちの要です。
各種講演会・説明会などを行い支援します。



**子どもさん
保護者の方**

**0歳から18歳までの子どもの育ちを
とぎれることなくサポートします**

★ここに行けばなんとかなる!『子どもの方向』の一本化
巡回指導・ケース会議・面接相談
具体的には… 福祉・教育・保健・医療の各機関との
連携や橋渡し

**各関係機関への技術提供
職員支援をします**

子どもさんにとって大切な情報は
どこに行かれてもうまくつながっているように
情報の共有化をはかります。

スタッフ

臨床心理士(室長)・
社会福祉士・保健師・保育士・指導主事(教員)・
心理相談員・家庭相談員・女性相談員等



教育

医療

保健

福祉

**子ども総合
支援室**

たとえば

子育てに悩んだり行き詰まったときは…

➔相談員や室のスタッフが、まず話を聴きます。
「安心できる場」を紹介します。また必要な方には
カウンセリングをお勧めすることもあります。

子どもさんのことばや発達で心配なときは…

➔心理面や発達面のチェックをしながら、その心配の
原因をさぐり、どのようにかわればよいか一緒に
考えます。

**保育園・幼稚園・学校その他の機関との間で
調整してほしいことがあるときは…**

➔スタッフがそれぞれの職種のメリットを活かして調
整します。
(ただし、場合によっては先に子どもさんとお会
したり、保護者の方からお話をお聞きすることもあ
ります。)

**子どもさんに関する福祉制度や教育・保育の
活用を考えているときは…**

➔スタッフが話を聴き、説明させていた
だいたり調整をします。また必要に応じてより詳
しい部署への橋渡しをします。

**子どもへの虐待や配偶者による暴力で悩んでいるとき、
または周りにそのような人を見つけたときは…**

➔まず子ども総合支援室(家庭児童相談室)または三重
県北勢児童相談所までご連絡ください。



場所は？



利用の案内

利用できる日時

午前9時から午後5時まで(土日・祝日・年末年始を除く)

問合せ先

亀山市総合保健福祉センター「あいあい」内(2階)
子ども総合支援室

住所 〒519-0164 亀山市羽若町545番地
Tel 0595 (84) 3311 (代表)
0595 (83) 2425 (直通)
Fax 0595 (83) 2431
E-mail kameyama-kodomoshien@zb.ztv.ne.jp
(Fax・E-mail相談も受け付けています)

※保護者の方・子どもさんからの直接相談はまず家庭相談員がお受けします。

0595 (83) 3715 (相談電話)



**みんなで育て
みんなが育とう!**

亀山の子ども「面としての総合支援」を目指して

— 子ども総合支援室からのメッセージ —



亀山市保健福祉部・子ども総合支援室